

静岡県告示第538号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年9月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
磐田市駒場字村前5160の65
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため